平成２５年（フ）第１０１６号
埼玉県鴻巣市箕田939－７
破産者　野口　　勝
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５４８号
東京都三鷹市下連雀６丁目19―13―301
破産者　只野香直美
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６７号
東京都江戸川区東小岩２丁目20―17
破産者　松丸　　徹
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６８号
東京都江戸川区東小岩２丁目20―17
破産者　松丸　美子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７５９号
東京都渋谷区笹塚３丁目24－１―308
破産者　西山　昭人
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８４０号
東京都中央区勝どき３丁目２－３―1305
破産者　岩坪　良司
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１００号
東京都大田区多摩川１丁目22―25―302
破産者　奥平　朝康
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１１９号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目10―14―203
破産者　西山　隆広
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４０号
埼玉県所沢市大字下安松183―28
破産者　杉山　純一
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２５９号
東京都足立区西新井１丁目７－７　篠原第２ビル304、開始決定時の住所千葉県野田市野田825―54―103
破産者　山口八重子（旧姓河邑）
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２８２号
東京都江戸川区東小松川４丁目55番３号　コーポ市川
破産者　有限会社松丸企画
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７５号
東京都立川市高松町２丁目26―６―1002
破産者　渡邊　敏子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４００号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目34―11―203、開始決定時の住所神奈川県横浜市旭区さちが丘123　エクセレント杉Ⅱ　102
破産者　矢野　浩史
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２９号
神奈川県横浜市南区東蒔田町11―１―407、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区別所６丁目９―25―307
破産者　大沢　千洋
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６０５号
東京都北区東田端２丁目３番10号
破産者　株式会社吉弘建設
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６０６号
東京都北区東田端２丁目３―10―401
破産者　吉本　弘義
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２８号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目18―21―Ⅰ―201
破産者　佐々木政人
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２９号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目18―21―Ⅰ―201
破産者　佐々木幸子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６８号
東京都品川区東品川４丁目10番18号　ＮＣＲ品川シーサイドタワー807号
破産者　株式会社プラシノ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６９号
東京都文京区白山５丁目19―９―401、前住所東京都品川区東品川４丁目10―18―807
破産者　長谷部　緑
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１４６号
東京都新宿区市谷薬王寺町53番地薬王寺ビル６Ｆ
破産者　株式会社エスケイプランニング
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部